

山形県環境影響評価条例に係る公聴会開催要領

平成 22 年 3 月 5 日 み自第 670 号

第 1 目的

この要領は、山形県環境影響評価条例（平成 11 年 7 月 23 日県条例第 29 号）第 19 条第 2 項に定める公聴会について、山形県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 7 月 23 日県規則第 68 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、開催運営等に関して必要な事項を定める。

第 2 公告する事項

規則第 26 条の公告に際し、同条第 1 項に規定する事項のほか、次の事項も加えるものとする。

- (1) 公聴会開催の中止に関する事項
- (2) 公述人の選定等に関する事項
- (3) 公聴会の運営に関する事項
- (4) 傍聴に関する事項

第 3 公聴会開催の周知

公聴会の開催については、県公報による公告のほか、次のうち適切な方法により周知を行うものとする。

- (1) 県のホームページへの掲載
- (2) 公聴会の開催場所（以下「会場」という。）等における掲示
- (3) 市町村広報への掲載

第 4 公述の申出

規則第 27 条に定める公述の申出が郵送により行われる場合は、公聴会の期日から起算して 10 日前までの消印があるものとする。

第 5 公聴会の中止

規則第 28 条に定める公聴会の開催を中止する場合とは、次のとおりとする。

- (1) 公述の申出がなかったとき
- (2) 天災等の特別な事情により、開催が不能となったとき

第 6 公述人の選定等

規則第 29 条に定める公述人の選定は、次により行うものとする。

- (1) 選定する公述人の人数
1 公聴会につき、最大 15 名までとする。

(2) 公述人の選定方法

公述の申出が前項で定める人数を超えた場合は、次により公述人を選定する。

- ア 環境の保全に関する項目について、準備書には記載されていない新たな知見等を有する者
- イ 環境の保全に関する項目について、事業者の見解と異なる意見を有する者
- ウ 公述の申出をした者が多数であり、かつ環境の保全に関する項目について同様な意見を有するとみなされる者があるときは、当該意見の種類ごとに分類し、各分類の中から居住地域を考慮のうえ抽選で絞った者

(3) 規則第 27 条の申出書が次の事項のいずれかに該当する場合は、公述人に選定しない。

- ア 意見の要旨及び理由が当該環境影響評価準備書と関連がないとき
- イ 意見の要旨及び理由が環境の保全の見地からのものでないとき
- ウ 記載事項にもれ又は虚偽の記載があるとき
- エ 日本語で記載されていないとき

第 7 公述の時間

規則第 29 条第 3 項に定める公述の時間は、公述人一人につき 10 分以内とする。

第 8 公述の順序

公述人に選定された者の公述の順序は、規則第 27 条の申出を受領した順とする。

第 9 公述人への通知

公述人に選定された者に対する規則第 29 条第 4 項の通知には、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 公述人に選定された理由（複数の種類の意見を記載して公述の申出をした者が公述人に選定された場合には、選定の対象となった意見の種類）
- (2) 公聴会の開催の日時及び場所
- (3) 公述開始の予定時刻
- (4) 公述の方法（第 13 に定める事項）
- (5) 公述人の遵守事項（第 14 に定める事項）
- (6) 代理人による発言の制限（第 18 に定める事項）

第 10 公述人に選定されなかった者への通知

公述人に選定されなかった者に対する規則第 29 条第 4 項の通知には、選定されなかった理由を付すものとする。

第 11 公聴会の議長

規則第 30 条に定める公聴会の議長は、山形県環境影響評価条例を所管する課の課長の職にある者をもって充てる。なお、議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第 12 議長による告知

議長は、公聴会の開会にあたり、次の事項を告知するものとする。

- (1) 公聴会の目的
- (2) 公聴会の運営方法等
- (3) 公述人名簿
- (4) 公述の方法
- (5) 公述人及び傍聴人が遵守すべき事項

第 13 公述の方法

- (1) 公述人は、公聴会への出席に際し、規則第 29 条第 4 項の通知書を持参するものとする。
- (2) 公述人は、陳述を開始する前に、議長の指示に従い、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べる者の氏名及び役職名）を述べるものとする。
- (3) 公述人は、次の事項を遵守し、誠実に意見及び見解を述べるものとする。
 - ア 規則第 27 条に定める申出書に記載された意見の要旨に沿った内容であること。
 - イ 公述に際して、関連する資料を配布する場合は、事前に申出ること。
また、配布する資料は、議長に提出すること。

第 14 公述人の遵守事項

公述人は、議長の指示に従うとともに、以下の事項を遵守すること。

- (1) ゼッケン・たすき・鉢巻等の着用、旗・のぼり・プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (2) 第 13(3)イの場合を除き、許可なく会場内及び周辺でのビラ等の配布は行わないこと。
- (3) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

第 15 傍聴人

公聴会の秩序を維持するため、傍聴しようとする者の入場等について次のとおり取り扱うものとし、山形県のホームページ等で周知するものとする。

- (1) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴券は、公聴会当日会場入口において、定員に達するまで先着順に交付する。
- (3) 傍聴人の定員は、会場の事情により、その都度決定する。
- (4) 傍聴人は、公聴会において発言することができない。

第 16 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、議長の指示に従うとともに、以下の事項を遵守し、静粛に傍聴しなければならない。

- (1) ゼッケン・たすき・鉢巻等の着用、旗・のぼり・プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (2) 会場における公述人の発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為はしないこと。
- (3) 会場内及び周辺でのビラ等の配布は行わないこと。
- (4) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

第 17 公聴会の撮影、録音

公述人及び傍聴人は、会場における撮影又は録音について、運営の妨げとならない範囲において行うことができる。

第 18 代理人による発言の制限

- (1) 公述人が欠席する場合において、事前に陳述の内容が書面で議長に提出されている場合に限り、議長の許可を受けた代理人又は議長の指名する者がその書面を読み上げることができる。
- (2) 代理人には、第 13 及び第 14 の規定を準用する。

第 19 記録書の作成等

規則第 34 条第 1 項第 4 号に定めるその他公聴会の経過に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公述人の代理人が出席した場合には、その代理人の氏名及び住所
- (2) 傍聴人の人数

附則

この要領は、平成 22 年 3 月 5 日から施行する。